

一般社団法人大阪府トライアスロン協会倫理委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会倫理コンプライアンス規程（以下「倫理規程」という。）第11条に定める倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

2 委員は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会（以下「OPTA」という。）会員及び有識者のうちから OPTA 理事会が選任し、OPTA 会長が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から OPTA 役員の任期満了と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第4条 委員長は、OPTA 理事会から倫理規程第12条に基づき対処を求められた場合には、直ちに委員会を開き、調査及び審議を行う。

2 委員の合意により議事を決め、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、また必要に応じて意見陳述手続きをおこなう。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、OPTA 理事会で協議決定する。

附 則

この細則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。